北海道海岸漂着物等地域对策推進事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 北海道海岸漂着物等地域対策推進事業補助金(以下「補助金」という。) については、 予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号。以下「交付規則」という。) 並びに国の地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業) 交付要綱(平成28年7月23日付け環水大水発第1607273号環境事務次官通知。) 及び海岸漂着物等地域対策推進事業実施要領(平成28年3月24日付け環水大水発第1603242号環境省水・大気環境局長通知。) に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 補助金は、海岸漂着物の集積が著しく、海岸における良好な景観及び環境の保全に深刻な影響を及ぼしている地域で、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域において行われる海洋ごみ(美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。)第2条第3項に規定する「海岸漂着物等」をいう。ただし、水底土砂は除く。以下同じ。)の回収・処理に係る事業を実施する市町村(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)に補助することにより、北海道の海岸における海洋ごみ対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(補助対象者等)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者、事業内容、補助対象経費及び補助率は別表のとおりと し、以下の方法により算出した額の範囲内で交付する。ただし、国の補助金等又は道の他の 補助金等の交付を受けた事業は対象外とする。
 - (1) 事業ごとに、別表第3欄に定める補助対象経費と当該事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じる。
 - (2)(1)により算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる ものとする。

(補助金の交付申請)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、交付規則第3条 の規定に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書(環生第1号様式(昭和49年北海道告示第807号に定める様式をいう。以下「環生第○号様式」について同じ。))を別に定める日までに知事に提出しなければならない。
- 2 補助金等交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
- (1) 事業計画書(環生第2号様式)
- (2) 補助金等交付申請額算出調書(環生第16号様式)

- (3) 経費の配分調書(環生第18号様式)
- (4) 事業予算書 (環生第20号様式)
- (5) その他知事が必要と認める書類
- 3 補助事業者は、補助金の交付申請時に当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象 経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)に 規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25 年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて 得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して 申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入 控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付決定)

- 第5条 知事は前条の規定により申請を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めた ときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、第4条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係 る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととする旨の条 件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

- 第6条 前条の規定による補助金の交付の決定に際しては、次の条件を付するものとする。
 - (1) 交付規則、この要綱及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。
- (2)補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、各市町村の財務規則 等に基づく競争性のある手続きを原則とする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さ ない場合は、例外的に指名競争に付し、又は随意契約によることができるものとする。
- (3) 補助事業の内容を変更しようとするときは、補助事業等変更承認申請書(環生第21号様式)により、知事の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。
 - ア 当該変更に係る補助対象経費の増減額が、変更前の補助対象経費の額の 20 パーセントを超えないとき。
 - イ 補助金の交付の目的の達成及び補助事業の能率的な執行に影響を及ぼさない程度の細 部の変更と認められるとき。
- (4) 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、補助事業等中止 (廃止)承認申請書(環生第23号様式)を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (5) 補助事業が期限までに完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに知事に補助事業等執行遅延(不能)報告書(環生第24号様式)を提出し、その指示を受けなければならない。
- (6)補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは速やかに報告しなければならない。また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に

従わなければならない。

- (7) この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべき ことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。
- (8) 前項の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。
- (9) 補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定 の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更す ることがある。
- (10)補助事業等が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、当該補助事業等の 完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は補助金の交付決定のあった日 の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事に提出 しなければならない。
- (11)補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (12)補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額(実績報告において減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。
 - また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。
- (13) この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じる。
- (14) 次の各号のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。
 - ア この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使 用しないとき。
 - イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したと き。
 - ウ 補助事業等に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。

- エ 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
- オ 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容 若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したと き、又は不正な行為をしたとき。
- (15)補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。
- (16) 知事は、補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を道に納付させることができる。
- (17)補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50万円以上の機械及び器具並びにその他知事が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40年大蔵省令第 15号)で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(廃棄を含む。)を行ってはならない。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りではない。
- (18) 前号において知事の承認を受けて財産を処分する場合には、財産処分に係る納付金を 道に納付させることがある。知事が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に 対して、その未納に係る日数に応じて年利3パーセントの割合で計算した延滞金を徴する ものとする。
- (19)補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、取得財産等管理台帳を備え、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。
- (20)補助事業についての会計帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- (21) 前号の支出額について、その支出内容を証明する書類を整備して、前号の会計帳簿とともに補助事業の完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の翌年度から5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。ただし、第17号の規定により処分を制限された取得財産等に係る帳簿及び書類については、当該処分を制限された期間保存しなければならない。
- (22) 第6項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。
- (23)補助事業等に係る建設工事が完成したときは、速やかに工事完成届を知事に提出しな

ければならない。

(交付申請の取下げ)

- 第7条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、その交付決定の通知を受けた日から10日以内に、補助金等交付申請取下書(環生第22号様式)を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

- 第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、 補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は補助金の交 付決定があった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書 (環生第28号様式)を知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業等実績報告書に添付する書類は次のとおりとする。
- (1) 事業実績書(環生第2号様式)
- (2) 補助金等精算書 (環生第30号様式)
- (3) 事業精算書(環生第31号様式)
- (4) その他知事が必要と認める書類
- 3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、第4条第3項ただし書の規定により 交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、 当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条の規定による実績報告書を受けたときは、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、平成25年7月5日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成27年7月13日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成29年10月25日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 (附則)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 (附則)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

1 補助対象者	2 事業内容	3 補助対象経費	4 補助率
市町村(地方自治法(昭和	1 海洋ごみの回収・処理に係	補助対象事業を行うために必要な以下の経費	7/10以内
22 年法律第 67 号)第 284	る事業(民間団体等と連携・		8/10以内
条に規定する一部事務組合	協力して実施する事業を含	報酬、共済費、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、	8.5/10以内
及び広域連合を含む。)	む。)	役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費(施設等の造	9/10以内
	2 海洋ごみの発生の抑制に	成・製造・整備・改造に要する経費を除く。)備品購入費、負	9.5/10以内
	係る普及・啓発、調査・研究、	担金、並びに公課費(ただし、共済費、給料及び職員手当等に	定額
	関係者間の連携・協力等の事	ついては、会計年度任用職員へ支給されるものに限る。)	※注1
	業(民間団体と連携・協力し		
	て実施する事業を含む。)	その他知事が必要と承認した経費	

- ※注1 補助率の適用範囲は以下のとおりとする。
- 1 離島振興対策実施地域(離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域をいう。)は、補助率を 9 / 10 以内とする。ただし、海岸に漂着した又は海上を漂流していた木造船等であって、朝鮮半島からのものと思料されるものであると海上保安庁が確認したもの(以下「確認漂着木造船等」という。)を回収・処理する場合は 9.5 / 10 以内とする。
- 2 1以外の地域において、過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。) 第2条第1項に規定する過疎地域(同法第3条第1項及び第2項、第41条第1項及び第2項、第44条第4項に規定する過疎地域とみなされる区域を含む。)をいう。)は、補助率を8/10以内とする。ただし、確認漂着木造船等を回収・処理する場合は9/10以内とする。なお、過疎法付則第5条第1項の規定に基づく特定市町村(同法付則第6条第1項、同法付則第7条第1項及び同法付則第8条第1項に規定する特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)及び特別特定市町村(同法付則第6条第2項、同法付則第7条第2項及び同法付則第8条第2項に規定する特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)については、経過措置として次の表に掲げる補助率とする。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
特定市町村	8/10以内	8/10以内	7.8/10 以内	7.6/10 以内	7.4/10以内	7.2/10 以内	_
	(9/10以内)	(9/10以内)	(8.8/10 以内)	(8.6/10以内)			
特別特定市町村	8/10以内	8/10以内	8/10以内	7.8/10 以内	7.6/10 以内	7.4/10以内	7.2/10 以内
	(9/10以内)	(9/10以内)	(9/10以内)	(8.8/10以内)	(8.6/10以内)		

括弧内は、確認漂着木造船等を回収・処理する場合の補助率とする。なお特定市町村において令和7年度以降、特別特定市町村において令和8年度以降に確認漂着木造船等を回収・処理する場合は8.5/10以内とする。

- 3 1及び2以外の地域において、半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)第2条第1項により規定する半島振興 対策実施地域をいう。)は補助率を8/10以内とする。ただし、確認漂着木造船等を回収・処理する場合は9/10以内とする。
- 4 1、2及び3以外の地域は、補助率を7/10以内とする。ただし、確認漂着木造船等を回収・処理する場合は8.5/10以内とする。
- 5 海洋ごみの回収・処理に係る事業のうち、漂流ごみ等(海岸漂着物処理推進法第2条第2項に規定する「漂流ごみ等」をいう。ただし、 水底土砂は除く。)の海からの持ち帰りが無償で行われている事業については、定額(ただし、北海道全体で1千万円の上限有)とする。(上 限を超える部分は、1、2、3又は4の補助率とする。)